湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金

1 補助の概要

■空き家・空き地情報バンクを利用する空き家所有者または入居者に対して、家財道具等の処分費を助成します。家財道具等の処分に着手する前に申請してください。

2 申請ができる方

■次の①②のいずれか及び③～⑤の全てに該当する方が対象です。

①空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家の所有者で、対象の空き家を空き家・空き地情報バンクに登録した日から、５年目の３月 31 日まで引き続き登録しようとすること。（対象の空き家について売買または賃貸借契約を締結したことにより、登録の抹消を行う場合は除きます。）

②空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家の入居者で、売買又は賃貸借の契約を締結した日から６カ月を経過しておらず、補助金の交付を受けてから３年以上、対象の空き家に居住しようとすること。

③市町村税を完納していること。

④暴力団の構成員でないこと。

⑤空き家の家財道具等の処分について、他の補助金の交付を受けていないこと。

3 補助の対象

■空き家に残存する家財道具等を処分及び搬出するための経費で、交付決定と同一年度内に完了するもの。

4 補助金額

補助対象経費の１/２（1,000 円未満切り捨て）　※補助上限額 20 万円

5 その他

■以下の場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付された補助金を返還していただきます。

・所有者については、補助金の交付を受けた後、空き家・空き地情報バンクに対象の空き家を登録した日から、５年目の３月 31 日まで引き続き登録しなかったとき。

※対象の空き家について売買または賃貸借契約を締結したことにより、登録の抹消を行う場合は除きます。

・入居者については、補助金の交付を受けた日から３年以内に対象の住宅を取り壊し、売却し、または転居したとき。

※申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

【詳しくは下記までお問い合わせください】
湯梨浜町役場デジタル・みらい戦略課　〒682-0723 湯梨浜町大字久留 19-1
［電話］0858-35-3141　［電子メール］ymirai@yurihama.jp

補助申請に必要な書類

■湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金交付申請書
（様式第１号）

■登録物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し
※所有者が売買又は賃貸借契約を締結する前に申請する場合は、
　湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金誓約書
（様式第２号）

■処分費の額が確認できる契約書又は見積書の写し

■処分及び搬出を行う家財道具等の現況写真

■市町村税の納税証明書

■入居者が申請する場合は、
　家財道具等処分承諾書（様式第３号）